



税の申告はお早めに！

町県民税・所得税の申告期間 2月17日(月)から3月17日(月)

町県民税の申告と所得税の確定申告相談受付が、2月17日(月)から始まります。

町税務課では、申告相談を中央公民館講堂で地区別に実施します。例年期限が迫りますと窓口が大変混雑しますので、地区別日程に従つて申告されますよう協力をお願いします。

持参するもの

確定申告が必要な方

- 町県民税申告書
 - 14年度納税通知書
 - 14年度固定資産課税明細書
 - 14年度国民年金保険料領収書
 - 日雇等の場合、給与支払証明書を持参した方については給与控除ができるまです。
 - 生命保険料、損害保険料支払証明書
 - 医療費領収書（総所得の5%又は10万円以上支払った方が該当します）

町県民税

- ◆ 各種所得金額の合計額が、所得控除額（基礎控除・配偶者控除などの控除）を超える方。
 - ◆ 給与所得者で、年収が2千万円を超える方。
 - ◆ 給与所得のほかに、20万円を超える所得のある方。
 - ◆ 2ヵ所以上から給与の支払いを受けている方。
 - ◆ 雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除など、所得税の還付を受けようとする方。

地区別申告相談日程

月 日	曜日	対 象 地 区
2月17日	月	中台、牛熊、木戸台、町原、谷台
18日	火	長倉、取立、姥山、遠山
19日	水	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田
21日	金	上町全域、大島団地
24日	月	本町全域、古川全域
25日	火	東町全域、両国新田
26日	水	栗山のうち東部・第1・第2・第3・第4・南部2
27日	木	上記以外の栗山地区
28日	金	鳥喰全域
3月 3日	月	北清水全域
4 日	火	新島全域
5 日	水	屋形全域

■印鑑
■証明書
14年中にトレクター・コンバイン・農業用自動車等を取得された方は、取得当時の領収書又は販売

◆平成15年1月1日現在横
芝町に住所があり、平成
14年中に所得があつた方。
(所得税の確定申告をし
た方は除く)
◆給与所得者で次に該当す
る方。

※平成14年中に所得がなかつた場合でも、国民健康保

勤務先から給与支払報告書の提出がなかつた方。給与所得のほかに地代、家賃、営業、農業、利子配当などの所得のある方。平成14年中に退職された方。

千葉県税理士会東金支部による所得税の確定申告のための「無料申告相談」を行います。

税理士会が行う
無料申告相談

会場 横芝町中央公民館
時 間 午前9時30分～12時
午後1時～4時
※譲渡所得のある方等相談
内容が複雑な方は税務署
で相談して下さい。

82-88048805